

京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第二十一卷 第五號

大正十四年十一月一日發行

論叢

人間愛の起源……………教授 川村多實二

租税公正の實現難……………法學博士 神戸正雄

現象學的基本考察……………文學博士 米田庄太郎

時論

關稅特別會議に就て……………法學博士 末廣重雄

勞働組合主義と集合契約……………法學博士 河田嗣郎

說苑

金利と物價との相關關係に就て……………經濟學士 谷口吉彦

歐洲に於ける家産運動及び家産制度……………經濟學士 八木芳之助

スミスの植民地論について矢内原教授の教を乞ふ……………經濟學士 長田三郎

雜錄

生計調査より觀たる租税負擔……………法學士 沙見三郎

法令

重要輸出品工業組合施行規則・輸出組合法施行規則

附錄

本誌第十一卷乃至第二十卷論題索引

（禁轉載）

スミスの植民地論に就て

矢内原教授に教を乞ふ

長 田 三 郎

方今經濟學の研究に志す人は甚だ多いが、植民政策に對しては、恰も軍國主義若くは帝國主義の全盛を極めた時代の遺物であるかの如くに考へてその研究に志す人が少ない。捨つべくして捨てられたものの中には何物をも見出し得ないかも知れないが、誤つて捨てたるものの中には必ず何物か見出さるゝに違ひない。私は斯様な信念を以て斯學を研究して來た。時しも東京帝國大學教授矢内原忠雄氏が、「一つには之を主題として私(教授)と演習を共にせる學生諸氏の參考に供せんがため、又一つには植民の事實をば經濟史と照應し、植民の理論をば經濟學史と併行せしめて研究せんとの試みの一端たらしめんと欲す……」といふ二個の目的を以て『アダム・スミスの植民地論』を筆にせられたのである。これを一讀した私は、該論文中に了解に苦しむ二三のことが存在する様に思はれるので、非才を顧みず姑く筆を執つて同教授に教を乞はんと欲するのである。疑問を述ぶ順序は大體に於て教授の研究の順序に従ふこととした。

私は先づ矢内原教授が「緒論」として書かれて居る『植民地論の國富論に於ける地位』に就て一言することを許してもらひたい。それは、一つには私もその問題に就て研究の結果を多少發表したことがあるのだ、²⁾又一つには此問題を理解せずして本論に入ることには『彼の植民地論の内容——植民地の利益、植民地に關して取られたる政策の批評、植民地と本國との政治的連結等の問題に

說苑

スミスの植民地論に就て矢内原教授に教を乞ふ

第二十一卷 (第五號 一三七)

七七五

- 1) 經濟學論集 第三卷第四號、二九一五七頁
- 2) 拙稿『アダム・スミスの植民地觀の由來と地位』(本誌第十八卷第五號)
- 3) 矢内原教授、前掲論文、前掲書三二頁
- 4) Adam Smith, Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms, Ed. E. Cannan, 1896.

對する彼の所論を一層能く領解し得³⁾ないからである。

さてスミスが一七六三年乃至四年度か、又はその前年度に於て、英國グラスゴウ大學で講義した稿本に於て、植民地論に觸るゝ所がなかつたに拘らず、一七七六年出版の『諸國民の富』第二卷に於て包括的形式の下に、此問題に關して他の諸章と比較して最も多くの頁數を費して説く所ありしこと、——ニコルソン教授が『植民政策を論するの一章は「諸國民の富」中最も長き一章にして、且全編に對して適當の結論を成す章によつて補完せらる。』と言ひし程幾多の方面より論せし所以のものは、ニコルソン教授が『諸國民の富の編著に影響せる歴史上の條件』なる項目の下に指摘せるが如く、實に彼が『諸國民の富』の編著に従ひつゝあつた間に、英吉利には印度の獲得、北米植民地の喪失なる二大事件が存在したのと、又彼が植民地問題を以て『國民の富の増加に眞實に重大なる關係を有することを』強く認識せる所にもよるのである。⁶⁾

右のことは、スミスの思想とその思想的背景とを考へるものには直に了解し得る所ではあるが、如何せん同教授はスミスが植民地問題を強く認識すること、並に『アメリカ植民地の課税問題が益々當時の世論を喚起し來れるによる』⁷⁾といふのみで印度の獲得なる歴史的事實を掲げられなかつたことは、少くとも、『彼の所論を一層能く領解し得る』上に遺憾なる點があると思はれる。固より教授が『思ふに國富論がスミスの學問體系中顯著なる地位を占むることによりて經濟學が分化發達せる如く、植民地論が國富論中特殊の地位を占むることによりて彼は亦植民研究の父と唱へらるべきである』¹⁰⁾と言を極めし點は承服する所である。併しながら、スミスの所論を一層能く了解し得るために書かれた『植民地論の國富論に於ける地位』に於て『諸國民の富』の編著に影響

5) Apam Smith, The Wealth of Nations, 1776.

6) Nicholson, Project of Empire, 1909, p. 188.

7) Nicholson, ibid., p. 10 and pp. 185-186.

8) 矢内原教授、前掲論文、前掲書、三二頁

9) 同、同、同上、三二頁

10) 矢内原教授、前掲書、前掲論文、三三頁

せる歴史的の一つの大なる事件——而も印度といふ膨大なる地方の獲得を挙げられなかつたことに對しては、承服することが出来ない。若し夫れスミスが一七八二年に東印度會社の研究をなしたる事實あるに至つては、教授が印度の獲得を挙げなかつたことは、これを單に不注意として見做すことが許されるだらうか。私は如上の點に就て先づ教を乞はんとするのである。

(註)ウォルター・バジオットが『諸國民の富を正當に解釋せんと欲するものは、何人と雖先づ謂ふ所の歴史的方法を適用して、著者が如何なる經驗を嘗めたか、又その經驗を如何にして纏め上げたかを解説せなければならぬ。』¹⁾と言つて居るのは今更ながら私の心に強く感ぜらるゝのである。

二

スミスの『植民地に就て』といふ章は、『諸國民の富』の第四編第七章を占むるものであつて、彼はその章を三部に分つて論じて居る。『新植民地建設の動機に就て』、『新植民地繁榮の諸原因』、『亞米利加の發見及喜望峯經由にて東印度に到る航路の發見により歐洲の得たる諸利益に就て』といふのがそれである。そこで先づ矢内原教授が『植民地建設の動機』として書かれて居る所に存在する私の疑問を述べることにする。

アダム・スミスは『亞米利加及西印度に於ける歐洲諸植民地の最初の建設を惹起せしめたる利害關係は、夫の古代希臘及羅馬の植民地の建設を動かしたる利害關係の如く、平明にして判然たるものではなかつた。¹⁾』又『羅馬の諸植民地は多くの點に於て希臘の諸植民地とは相違して居つたとは雖、植民地を建設することを促さしめた利害關係に到つては、共に均しく判然たるものであつた、……それ等の起源は或は不可抗の必要より、將又明瞭且顯著なる效用より出て來たつたのである。²⁾』

然るに『亞米利加及西印度に於ける歐洲諸植民地の建設は決して必要より起つたものではない。而て是等の植民地より齎したる效用は、假令甚だ大ではあつたといふものの、此の效用は(夫の希臘・羅馬に於ける程)明瞭顯著たるものではなかつた。而

11) W. Bagehot, "Adam Smith as a Person" Forthnightly Review, Vol. XX; W. Bagehot, Biographical Studies, 1881, p. 247

1) Adam Smith, The Wealth of Nations. E. Cannan's ed. Vol. II, p. 58.

2) Adam Smith. ibid. p. 60.

も此效用はそれ等の植民地の最初の建設に當つては理解せられず、そして又植民地建設の動機たるものでもなかつた。その性質範圍及限度は恐らくは今日に於ても能く理解されて居らぬのである。³⁾と言つて右の言句に關連せる範圍に於ける古代の植民及近世の植民に就て詳細に論證して居る。

以上の點に就て矢内原教授は「スミスの叙せる事實はそれだけの範圍に於ては正確であり、又植民史の組織的研究の端緒たるものである。併乍ら之等各國植民地建設の動機はスミスの擧ぐる所を以て盡きたのではない。」⁴⁾と批評し二三の參考書の要點を引用して、スミスの足らざる觀察を補つて居る。それ等のことは後學の徒の大大に感謝する所である。⁵⁾然るにスミス自身は他の所に於て西班牙人の植民的活動の動機を論じて、

「これ等の冒險家が未知の海岸に到着した時に、彼等が尋ねる最初の問ひは、常にその地に金が發見せらるゝか否かといふことであつた。そして此事項に關して彼等の聴取した報導に従つて、彼等はその地方を去るか、又はその地方に居を定むるかを決定した⁶⁾」と言ひ、又西班牙以外の總ての歐洲國民の冒險家も、同様の妄想に依つて鼓舞せられたものであつたことを言はんがために、『北亞米利加に於ける最初の英吉利の移住者も、彼等に國王が免許狀を授與する動機として、同地方に發見せらるべき總ての金銀の五分の一を國王に獻ずることを申出た⁷⁾』と言つて居る。

既に述べたスミスの二三の言句と、今引用したそれとを符合せしめんとすれば、それ等は全く相容れざるものである。ヘネー博士が「スミスの思想はその中庸を得て居ること、文體の興味あることは、正しく賞讃すべきであるが、綿密細心な讀者は、二三にして止まらない不注意、且表現の拙劣なる言と、そして多くの矛盾とに氣附くのである。云々⁸⁾」と言つて居るのは、尙右の場合にもこれを當て嵌めることが出来るのである。然るに矢内原教授は

『山本博士は曰く、「アダム・スミスは其の著國富論中に、歐洲近世の植民は古代の希臘羅馬等の植民の如くに明白なる利害問題

3) Adam Smith, W. of N. Vol. II. p. 60

4) 矢内原教授、前掲論文、前掲書、三四頁

5) 矢内原教授、前掲論文、前掲書、三五頁

6) Adam Smith, W. of N. Vol. II. p. 64

7) Adam Smith, W. of N. Vol. II. p. 66

8) Lewis H. Haney, History of Economic Thought, 1920, pp. 223—224

を基礎として起れるものに非ず(9)……と言へるも、吾人の観る所は些か之と異り(1)凡そ國民が外に向ひて新たに活動を開始せんとするに當りては必ずや之を誘ふべき特殊の原因なかるべからず、何等の誘因なくして唯漫然植民的の活動に従事せんとするが如きことは近世に在りては勿論古代及中世に於ても亦殆んど想像し得べからざる所に屬す、而して其誘因は……經濟的利益の獲得若くは其の増進は實に之が最大原因を成せり、スミスの所謂近世の植民事業に先鞭を著けたる西班牙葡萄牙兩國民の如きも其の植民的活動の目的を探索せば主として貴金屬の蒐集及香料の輸入に存したることは植民史上に於ける顯著なる事跡にして云々。——スミスは「歐洲近世の植民」に經濟上の誘因を欠くとは決して言はない。彼が力説せる「貴金屬の蒐集」も亦一つの經濟上の動機ではないか云々」

と言つて居る。併し乍ら吾人は惟ふに右の如きはヘネーの言の如く、スミス自身の「矛盾」でなければならぬ。従つてそれを山本博士に當る前に、スミスの矛盾として指摘すべきである。加之、吾人は博士の「特殊の原因」又は「最大原因」なる言を、マーシャルの Great Agency に解するのである、試に博士の著を見るに、

「マチャートン氏も吾人と略同一の見解を有せり、氏曰く『The motives which prompted the European nations to enter upon the field of colonization were in the main two, Viz. the desire to win converts for the Church, and the desire to win wealth for themselves……』」

なる言を引用されて居る、以て「特殊の原因」及「最大原因」なる語を Great Agency に解するの不當に非ることを知るのである。然る限りに於ては、スミスが前述の如くに相容れない言句を述べたるも、博士が之を引用せらるゝに當つては、前の命題に根本的觀念が存在するものとせられ、後の命題は吾人の解する Great Agency に當らざるものと解せられたのであらう。従つてスミスが「貴金屬の蒐集」を擧げたるも、これを「特殊の原因」又は「最大原因」とせられなかつたのであ

9) 矢内原教授、前掲論文、前掲書、三六頁
* 山本博士の植民政策研究一〇一—一二頁より右の文言を引用したと教授自身は脚註を附せるも、文字及句讀點並に符合等に於て博士の原文と多少異なる所あるも、姑く矢内原教授のものに従ふ。
10) 山本博士、植民政策研究、一二—一三頁

らう。その間の消息を著書に就きて吟味することなくして、右の如き批評をなすは果して適切と稱し得るだらうか。私は此點に就ても矢内原教授の再度の教に接して止まないものである。

三

『新植民地繁榮の諸原因に就て』矢内原教授がスミスの根本思想を顧みつゝ示した所全體に對しては別に教を乞ふべき何物をも持たない。が併し

『スミスは土地の豊富以外に植民地繁榮の經濟的原因を認めなかつたのであるか。貿易、鑛山等が植民地の急速なる繁榮の有力なる原因たりしことは植民の歴史に顯著なる事實であるが、彼は之等に就て何等論ずる所はない。スミスは貿易及び航海を以て希臘植民地繁榮の原因たることを暗示して居るといふマツカロツクの言は明に誤である。スミスは單に「それ等の植民地は良き土地を豊富に有す」と説明を加へて居るのみである。』

といふ點に多少の疑問があるのである。マツカロツクの言の誤であることは教授と共に私もこれを認むるに吝ではない、が併しスミスは教授の言の如く果して希臘植民地の繁榮の原因を「良き土地を豊富に有すと説明を加へて居るのみである」か、母國より全然不羈獨立であつたといふ社會的原因が希臘植民地の繁榮の一原因であつたことは、教授の論說の前後關係を考ふれば直に了解し得らるゝも、教授が經濟的原因を右の如く極限して居るのは、如何にマツカロツクを責むるに急なりとは雖、スミスの眞意を傳ふるに忠實なるものと云ふことを得ない。スミスは良好なる土地の潤澤のみを以て希臘植民地の繁榮の經濟的原因とはして居らない。彼は他の方面にもそれを求めて居る、即ち彼は

「當に如何なる場合に於ても、自ら企業家たる所有者が、(此荒蕪地の)改良より期待する所得の増加は、彼の利潤を構成する、そして此利潤は此等の事情の下に於ては適當甚大である、が併し此大利潤はその土地を開拓し、耕作する他人の勞働を使用せ

様に思はれる。⁸⁾』との一句が意義あることとなり、同時に矢内原教授の所謂『植民の理論をば經濟史と照應せしめて』行く上に面目を施すものかと考へられるのである。右の事項に關しても私は同教授の教を乞はんと欲するものである。

四

スミスが所謂『亞米利加の發見及喜望峯經由にて東印度に到る航路の發見により歐洲が得たる諸利益に就て』といふ項目の下に研究せることを、矢内原教授が『植民地の利益』として論じて居るが、それ以前に山本博士・山内教授によつても紹介せられたこと、余りにその差異を認むることが出来ない。スミスの説を紹介せる點に對しては何等の質疑がない。依つて私は同教授が『植民地の維持』として研究せる所に存在する疑問に就て一言することにする。

云ふ迄もなく、スミスが『諸國民の富』の編著に従ひつゝあつた當時に於て、植民地問題が輿論の大なるもの、一つであつたことは、彼の『諸國民の富』第一版を見る丈に於ても、又同じ書物の諸版本を比較することに於ても、尙又その他の著書を見るに於ても、そのことを知り得るのである。斯る輿論の喧しい折柄、スミスは植民地の維持に就て如何にすべきかを考慮して、所謂『二者その一を撰ぶべし』(entweder oder.)の形に於て解決案を提示して居る。それに關連せる言句に就ては『諸國民の富』を一讀するものゝ容易に發見し得る所であつて、既に同教授が引用せられて居る所ではあるが、私は『諸國民の富』の第三版に於て始めて挿入せられ、彼の植民地論の結句を成すと同時に、『諸國民の富』のそれ以後の諸版本の最終の頁を占むる所の句だけを引用したい。

『帝國支持のための歳入にも、武力にも、何等の寄與もせない地方は、之を領土なりとは考ふことを得ない。彼等は帝國の附屬物又は外觀の盛美を粧ふ武仗の一種と見做さるゝものであらう。若し帝國が此武仗を維持すべき費用を支へ得ないとすれ

8) 山内教授、アダム・スミスの殖民政策、商學研究第三卷第三號、八四七頁

9) Adam Smith, W. of N. Vol. II. p. 68

1) Bagehot, ibid. Nicholson, A Project of Empire, 1909. p. 10 and pp. 185-186 J. Rae, Life of Adam Smith, 1895. p. 382.

2) Adam Smith, W. of N. pp. 116-117 and pp. 117-124. and p. 419 矢内原教授、前掲論文、前掲書、四九一五二頁

ば、それは無論放棄すべきである。又その費用に比して歳入を増加し得ないとすれば、それは少くとも費用を歳入に調和せしめなければならぬ。植民地が英國の租税に應じないに拘らず、猶英帝國の領土として考へらるゝならば、大英國は將來の戰爭に於て、彼等の保護のために、從前の戰爭に於けると同様莫大なる費用を負ふだらう。大英國の爲政者達は過去一世紀以上の間、大西洋の西岸に大帝國を有すといふ空想を以て人民を喜ばしめた。去りながら此帝國は今日迄只空想上に存在したのみ。それは今日迄帝國ではなくして、只帝國の企圖であり、金儲けではなくして、只金儲けの企圖たるのみであつた。而てその企圖たるや現に費用を要し、又今後とも引續き費用を要するものであり、而も從來と同一の針路を遂はば、それは莫大の出費を要するのみで、得る所は毫もないであらう。……故に今の時は儘に吾人の爲政者達は、恐らくは彼等自身が人民と共に耽溺しつゝある此金儲の夢を實現せしむるか、然らざれば彼等自ら此夢より醒むると共に、又人民を覺醒せしむるに努力すべき秋である。若し此企圖にして達成すること能はないならば、それは當然放棄すべきである……』

といふのがそれであつて、ニコルソン教授に従へば『分裂が現實結合か』といはれ、山本博士に従へば『現在の植民地を放棄して母國が植民地の爲めに年々負ふ所の負擔を免るゝか、若しくは從來の植民地に對する政策を變更するか』といふに在つたのである。

さて右の二つの提案に對して矢内原教授は『自ら帝國主義者たるニコルソンはスミスの所謂帝國の計畫の實現を主張した。學者は各々自己の主張を強むるために有利なるスミスの提案を採用することは許される。併しスミスの推理の順序をほしむるに變更し、彼の主張は帝國的結合にありたりと斷定する山本山内兩教授の所説は、ニコルソンに倣ひて完からざるものであり、スミスに對しては勿論十分に忠實なるものと言ふを得ない』といつて、山本博士の論文の一節を引用し、それに次いで

『スミスは植民地の友誼的分離の場合にも自由貿易の設定を期待し、帝國結合の場合にもその積極的利益として自由貿易の設定を豫期した。(植民地による費用負擔の問題は單に消極的效果を有するのみ)。彼はともかくにも自由貿易の原則を確立せんことを要求した。それ以外何等かの、植民地領有の目的達成を主張したものではない』と批評し山本博士の『從來の國家の政策を改むることに依りて、植民地領有の目的を達成せんことに努むべきを提言せり』との言句に對抗せしめて居る。私の疑問は右の點に存するのである。

3) Adam Smith, W. of N. Vol. II. pp. 432-433.

4) 山本博士、スミスの對植民地策、本誌第十八卷、第一號、二六三頁

5) 矢内原教授、前掲論文、前掲書、五二—五三頁

6) 矢内原教授、前掲論文、前掲書、五三頁

7) 山本博士、前掲論文、前掲書、二六五頁(註、此場合にも教授が博士の原文を引用するに當つて二三の誤をなせるも、今度は山本博士のそれに從ふ。)

成程吾人は右に掲げた所に依つても知り得るが如く、スミスは『植民地維持』に就て二個の解決案を提示して居る。が併し彼は單に解決案を提示して居るだけと見做すべきであらうか、矢内原教授の如く自由貿易の原則を確立せんと要求せる以外に、植民地領有の目的の達成を主張せなかつたであらうか、私は此點に就てスミス自身の思想を討究して同教授の教を乞はんと欲するのである。

それは假説から出發する、即若し特定の問題に就て他に何等か斷定的の異れる意味の言句なくして、力説する所があればその點は何等かの指示を意味せないかといふのがこれである。換言すれば他に異れる意味の斷定的言句なくして、特定問題を力説することは假令『主張』そのものでなくとも少くともその問題に就ての暗示を意味するものでないか。更にその暗示は提言を意味するものでないか、といふことである。而てスミスは植民地放棄の場合に就ては餘りに力を用ひて説明する所がなかつたに反し、植民地維持の場合にはその力説する所が大であつた。即植民地の經費及その捻出、更に捻出するに就ては大ブリテンの議會 (the Parliament of Great Britain) によるや、將又植民地自身の議會 (their own assemblies) によるやの問題、議員制度等を各方面より詳細に歴史的方法を用ひて説明して居る。殊に議員制度と憲法との關係に就ては、假令吾人がニコルソン教授の説に依らずとするも、スミス自身が、

『我大英國憲法が大ブリテンとその植民地との聯合によりて害さるゝやも知れぬといふ心配は毫も存しない。寧ろ反對に大英國の憲法は、これによりて完成せらるゝのであり、而もこれなくば不完全であるやうに思はれるのである。我帝國の各部分の事件を評議し、決定する所の議會は、事件を適當に報導せられんがために、我帝國の各部分より代表議員を必ず送り出さしむ

を要す⁹⁾』と言ひ、更に語を次いで『此聯合が容易に實行せらるゝてあらう、又これが實行に當つて諸々の困難が起つて來ないであらうかといふが如き主張は取てせない。』⁹⁾『然し自分は之に打勝ち得ざる様に思はれる困難は何事も今日に至るまで未だ聞いたことがない。恐らく、(困難が)起きて來るとせばその主なるものは事物の性質より起るのではなくして、大西洋兩岸の人民の諸辭見及意見より來るものである』¹⁰⁾

と斷言して居る、加之、その稍々後には首府移轉の豫想までも提げて居る、而もこのことは亞米利加の獨立前に書いた『諸國民の富』の第一版にも、又その獨立後の著にかゝる同著第二版(一七八八年)及第三版(二七八四年)にも一二の文字の變更以外には、何等の訂正の施しもなくして掲げられて居るのである。若しスミスにして矢内原教授の言ふが如く、只單に自由貿易の原則の確立を要求せる以外に、植民地領有の目的の達成を主張せなかつたとすれば、彼は多大の増補訂正をなせる第二版及第三版に於て恐らく首府移轉の豫想といふ様なことだけでも訂正したかと思はれるのである、而もその斯くなさなかつたといふ所以のものは——否寧ろそのことを最初に書いたといふ所以のものは、自由貿易の原則を確立せんことを要求せる以外に、何等か植民地領有の目的を達成せんことに努むべきを暗示して居るものではないか。主張と暗示とは或は意味が違ふかも知れないが、彼の所謂『見わざる手に對する信仰がこゝにも働いて彼は夢見る者の如く自らその理想の片鱗をもらしたのではあるまいか』¹¹⁾山本博士の『國家の政策を改むることに依りて、植民地領有の目的を達成せんことに努むべきを提言』したのではなからうか。私は斯様に解することゝ於て、彼が經濟政策上には從來の重商主義、殊に獨占主義の通商政策を改めて、貿易自由の原則を確立すると共に、母國、植民地間の通商にも此原則を適用し、更に統治政策上に於ては、

8) Adam Smith, W. of N. Vol. II. pp. 123-124

9) Adam Smith, W. of N. Vol. II. p. 124.

10) Adam Smith, W. of N. Vol. II. p. 124

11) Adam Smith, W. of N. II. p. 124

12) 矢内原教授、前掲論文、前掲書、五六頁

帝國の防衛及維持に必要な經費の一部を植民地にも分擔せしむるに共に、その負擔の程度に應じて、參政權を與ふるの順當なるを研究したことが明にその意味を成すもの、様に思はれるのである。固より私は教授と共に、スミスを以て『彼が帝國の計畫の實現を提唱したればとて直に彼を帝國主義者であるといふのは、少くとも其用語に於て誤解を招く』¹³⁾こと位は十分知つて居る、けれども教授の如くスミスを以て單に自由貿易の原則を確立することを要求せる以外に、植民地領有の目的達成を主張したものでないとするには賛することが出来ない。『自ら帝國主義者』でない私は、此點に對する矢内原教授の教をも受けたいと思ふのである。

筆を此所まで進めた私は、今更ながら、ニコルソン教授並にイングラムの言を追想せざるを得ない。『ニコルソンは曰く『アダム・スミスは只單に抽象及假説を以て満足せずして、常に諸國民の現實の經驗殊に彼自身の時代及自身の國の實際的事情の中にその檢證を求めたことは記憶せなければならぬ。』¹⁴⁾と又曰く『アダム・スミスは妄想に支配せらるゝことなく、始終事實に就て一貫して居る、彼の理想は如何程大なる理想なりとも、現實の範圍内に於て生じて居る』¹⁵⁾(Adam Smith, first and last, is under the domination not of imagination, but of fact; his ideals—large as they are—are raised within the limit of reality.)と。又イングラムは曰く『彼の著書に於て、吾々の最も胸を打つものは、社會的事實に對し、廣汎にして且鋭敏なる觀察をなせること、並に理論の精密なる連鎖による抽象的原理から結論を抽出せずして、常に社會的事實を詳論し、その意義を明にせんとする傾向のあつたことである。彼の此習慣は彼の著述を讀むに際し、現實の生活に接觸して居るといふ意識を鞏固に抱かしむるのである』¹⁶⁾と。彼は行爲の哲學、結果の哲學、利益の哲學を旨す近世の所謂プラグマティズムの型を持つて居つたのではなからうかと思はれるのである。

五

スミス及山本博士の研究順序とは異なるが、矢内原教授が博士の論文を批評せる順序に一致して

13) 矢内原教授、前掲論文、前掲書、五五頁

14) Nicholson, *ibid.* p. 90.

15) Nicholson, *ibid.* pp. 215-216.

16) J. Ingram, *A History of Political Economy*, 1914, 2nd ed. p. 90.

生じ来る疑問の一つは「新植民地繁榮の諸原因」中、特に植民地貿易の獨占の點である。

スミスは英領植民地が迅速なる進歩をなした理由として種々の原因を擧げて居るが、就中植民地貿易に就ての所論が、此問題に關係するのである。抑も植民地貿易は夫の和蘭の如く、主として其の特權を獨占會社に附與し、植民地がその欲する歐洲品を購ふにも、又自己の餘利生産物を賣却するにも、共に此會社の手を經せしめ、從つて會社はその價格に於ても、輸入せる歐洲品はこれを可及的高く賣り、植民地の餘利生産物はこれを可及的安く購ひ、斯くしてその利益を壟斷せし結果、植民地の自然的發達を阻害すること大なりしものもあるべく、又西班牙・葡萄牙の如く植民地貿易を母國のある一港に限定し、該貿易に従事する船舶は、一船隊を組織してある季節に航行するか、又は大抵の場合巨額の料金を支拂ひ特別の免許を受けたる單獨的の船舶以外には、その特定の港より解纜することを許されず、ために特定港に於て植民地貿易に従事せんとする諸商人は、彼等の資本を合して共同的に其の業を營むを利益とし、その結果は植民地貿易が獨占會社に許可せられたる場合と同様の効果を齎らしたるものもあるべく、又主として英吉利の如く、植民地貿易はこれを國民の自由に委ね、その貿易を營む港にも何等の制限なく、普通の關稅手續以外には特に許可を必要とせず、唯植民地の餘利生産物に就ては或種の商品はこれを夫の航海條令及其他の條例中に列舉し、その輸出を本國市場にのみ限るも、その他の商品は船主及海員の四分の三がブリテン臣民たるブリテン船又は植民地船を以てせば、他の諸國に直接に輸出し得るの制限あるのみで、斯様に寛大なる政策のために植民地貿易に従事する商人が多數なると、又相互の異なる地位よりして、彼等商人が一般的に結合し、共同してその貿易に従事することを不可能ならしめ、從つて商人間に見る競争は商人をして過多の利潤の獲得を困難ならしむるが故に、植民地は相當なる價格にてその生産物を賣り、又相當なる價格にて歐洲品を購ふことを得たるものもある。而て英領植民地の迅速なる進歩をなしたる一原因は、假令絶對的には非るも、尙英吉利が植民地貿易に就て、斯の如き寛大なる政策を採用せし所に存するものであるとして居る。¹⁾

右の點に就て山本博士が

『スミスの經濟思想の根本主義よりせばその結論の茲に到達すべきは固より當然にして、自由放任の原則を母國植民地間の通商政策上にも汎く適用することの必要且有利なる所以を、當時の各國の植民地貿易の實際に徴して高調せるものなるも、母國

1) Adam Smith, W. of N. p. 796 fg.

植民地間の經濟關係は單に之を個人經濟的の見地のみより考察すべからずして、更に一般國民經濟上の見地より考慮せざるべからざるものあるを以て、時と所とに應じて斟酌を加ふるの必要あり。³⁾

と批評せられたるものなるが、これに對して矢内原教授は

『スミス……は植民地貿易又は統治に於ける獨占的政策が國民全體の不利に於て少數者の利益をはかれる事を指摘するに痛切を極めた。商人の利潤 (Profit) と國民の利益 (Advantage) とを彼は明快に區別した。彼が後者を主張せるは言ふ迄もない。山本博士がスミスの獨占攻撃を批評して、之れ彼が「自由放任の原則を……當時の各國の植民地貿易の實際に徴して高調せるものなるも、母國植民地間の經濟關係は單に之を個人經濟的の見地のみより考察すべからずして更に一般國民經濟上の見地より考慮せざるべからざるものあるを以て、時と所とに應じて其の政策に斟酌を加ふるの必要あり」と爲せるは、何ぞそのスミスを正當に讀まざることの甚だしきや』と批評して居るのである。

私の疑問は教授が博士の批評に對して批評せる點に存するのであるが、教を乞ふの順序として、簡單に本研究上必要な範圍に於けるスミスの根本思想の一斑に就ての卑見を述べたいのである。蓋し、スミスが獨占攻撃を爲すに當つて『個人經濟的の見地のみより』これをなしたか、將又『一般國民經濟上の見地』よりこれを試みたか、現今問題となりつゝあるのであるから、その範圍に於て、姑く根本に溯つて、スミスは彼の思想體系に於て、個人經濟を本位としたか、又は國民經濟を本位としたかを究むるの必要があるからである。

私は『諸國民の富』を通じての、スミスの思想の根底をなすものは各個人の利己心を觀取したものであることだけは斷言し得ると思ふ。否、彼が各個人の利己心を以て、人々の經濟的活動の前提として居たことは動かすべからざることであると斷言して憚らない。⁴⁾

さて斯様に利己心を有する各個人の經濟と、その上に成り立つ國民經濟とに於て、彼は何れを

2) 山本博士、前掲論文、前掲書、二五六一二五七頁

3) 矢内原教授、前掲論文、前掲書、五四頁

4) Adam Smith, *Wealth of Nations*, Cannan's ed. Vol. I. p. 16; Nicholson, *ibid*, p. 12.; Ingram, *ibid*, p. 107-108.

本位としたらうか、私はそれを觀るに最も便宜なる方法として、彼が國家の職分を最少限度に抑へたる點に注意するものである。國家の職分を如何に限定することを必要としたかは、今更詳説するに及ばない、只彼が最少限度に國家の職分を限定した所以のものは、全く彼が國家の前に個人を無視するの態度に出づることなく、生活の本位を個人に置き、個人の利益追求が大體に於て國民社會の利益と合致することを認めたがためであらう⁵⁾。即彼は國民經濟を本位としたのではなく、個人經濟を本位としたのである。之は恐らく、スミスの思想の根底を流るゝ一つの大きな動脈であらう。既に然る以上は、彼が當時の諸々の政策を批評する場合にも、常に右の態度が潜在したるものと認め得らるゝのである。詳言すれば、國民經濟を本位として、政策を批評したのではなく、個人經濟を本位として、國民經濟上の諸々の政策を批評したのである。従つて植民地貿易を批評するに當り、假令彼が國民の利益に論及する所があつたとしても、依然として右の態度よりこれをなしたるものであると認め得らるゝのである。即山本博士の所謂『スミスの思想の根本主義』よりして、植民地貿易の獨占が、植民地の發達上、有害無價値なるを斷定し、『自由放任の原則を母國植民地間の通商政策上にも汎く適用することの必要且有利なるを』高調せるものであつて、敢て矢内原教授の言ふが如くに國民經濟上の見地から主張したものであるとは考へられないのである。

併しながら、スミスの如く、母國植民地間の經濟的關係を、個人經濟的の見地より考察することは、個人の經濟的利益の追求が一般國民經濟上より見たる利益と合致する場合には可なれども、個人の利益追求を制限することが却つて一般國民經濟上より見て利益となる場合には、宜し

5) 作田學士、スミスの自由貿易觀、經濟論叢、第十八卷第壹號、二三〇—二三二頁

く一般國民經濟上の見地より考察せなければならぬのである。山本博士は實に右の點を觀取して批評せられたものであらう。然るに矢内原教授は單にスミスが『商人の利潤』(Profit)と『國民の利益』(Advantage)とを明快に區別して居つて、彼が後者を主張せるは言ふ迄もないと言つて、恰もスミスが國民經濟を本位として、獨占政策の攻撃をして居るかの様に解釋し、山本博士の『更に一般國民經濟上の見地より考慮せざるべからざるものあるを以て、時と所とに應じて其の政策に斟酌を加ふるの必要あり、』といふ言を評して、『何ぞそのスミスを正當に讀きざることの甚だしきや。』と言へることは、少くとも吾人の解し能はざる所である。此點に就ても亦教を乞はんとするものである。

最後に私は敎授が私をして再びスミスの所論を讀むの機會をつくつて下さつたことを厚く感謝する次第である。